

広島中央環境衛生組合監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、広島中央環境衛生組合管理者から平成27年度定例監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年3月30日

広島中央環境衛生組合監査委員	山崎幹雄
同	中平好昭
同	信谷俊樹

定例監査の監査結果に基づく措置について

第1 監査の対象

対象課	対象費	監査結果公表年月日	措置事項通知年月日
総務課	一般管理費 (平成26年度)	平成27年12月1日 (広島中央環境衛生組合 監査公表第1号)	平成27年12月28日 (広中環総第20号)
業務1課	修繕料及び補助金 (平成26年度)	平成27年12月1日 (広島中央環境衛生組合 監査公表第1号)	平成27年12月28日 (広中環総第20号)

第2 監査の実施期間

平成27年9月1日から平成27年11月30日

第3 監査の結果及び措置の内容

(1) 総務課

監査の結果	措置の内容
1 予算の執行状況について (1) 自動引き落としを採用している支出については、その根拠等を明確にされたい。 (2) 前金払いの支出について、地方自治法施行令等に規定している前金払いができる経費に該当しないものがあったため、支出方法を改善されたい。	自動引き落としについては、明確な根拠等が判明しなかったため、支出方法を相手方と協議し、口座振替払いに改めました。 前金払いができる経費に該当しないものについては、今後、関係規定に基づき適正な事務処理に改めます。

(2) 業務1課

監査の結果	措置の内容
1 補助金について 交付申請書について、事業施行計画が添付されておらず、また、一部の交付申請書を除き経費明細書が添付されていない。また、一部の補助事業者から、実績の報告がなされていない。補助金交付規則に基づき、事務の執行に努められたい。	事業施行計画書、経費明細書の参考様式を補助金交付規則主管部署、補助金交付決定の合議先と協議、作成し、補助事業者に対して補助金交付申請書への添付を指導してまいります。 実績の未報告については、補助金実績報告書の提出を受けました。補助事業者に対し会計年度終了後、2か月以内に報告するよう指導しました。